

若宮地区防災まちづくりの進捗状況について

若宮地区防災まちづくりについて、進捗状況と今後の取組について報告する。

1 若宮地区防災まちづくりの経緯

若宮（一丁目～三丁目）地区は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」において地域危険度が高いことから、令和3年10月に地域住民が主体となった「若宮地区防災まちづくり協議会」を立ち上げ、区と協働で防災まちづくりについての検討を実施した。令和4年10月には、協議会より検討内容をまとめた「若宮地区防災まちづくり意見書」が区長あてに提出された。区は、その内容を踏まえ、地区計画のルールや、災害時に有効な避難道路についての検討を実施したので報告する。

2 若宮地区における主な地区計画のルール等の考え方

（1）避難道路ネットワークの考え方（別添資料参照）

- ・若宮地区内には比較的広い幅員の既存道路（幅員約5.45m）が一定程度あることから、この既存道路を主とした避難道路のネットワークの形成を図る。
- ・避難道路のうち、道路障害物除去路線※であり、災害時に特に重要となる道路（以下、主要な避難道路という）について、避難や活動空間の確保を図るため、地区計画による壁面の位置の制限や、工作物の設置の制限のルールの導入を検討している。

※道路障害物除去路線

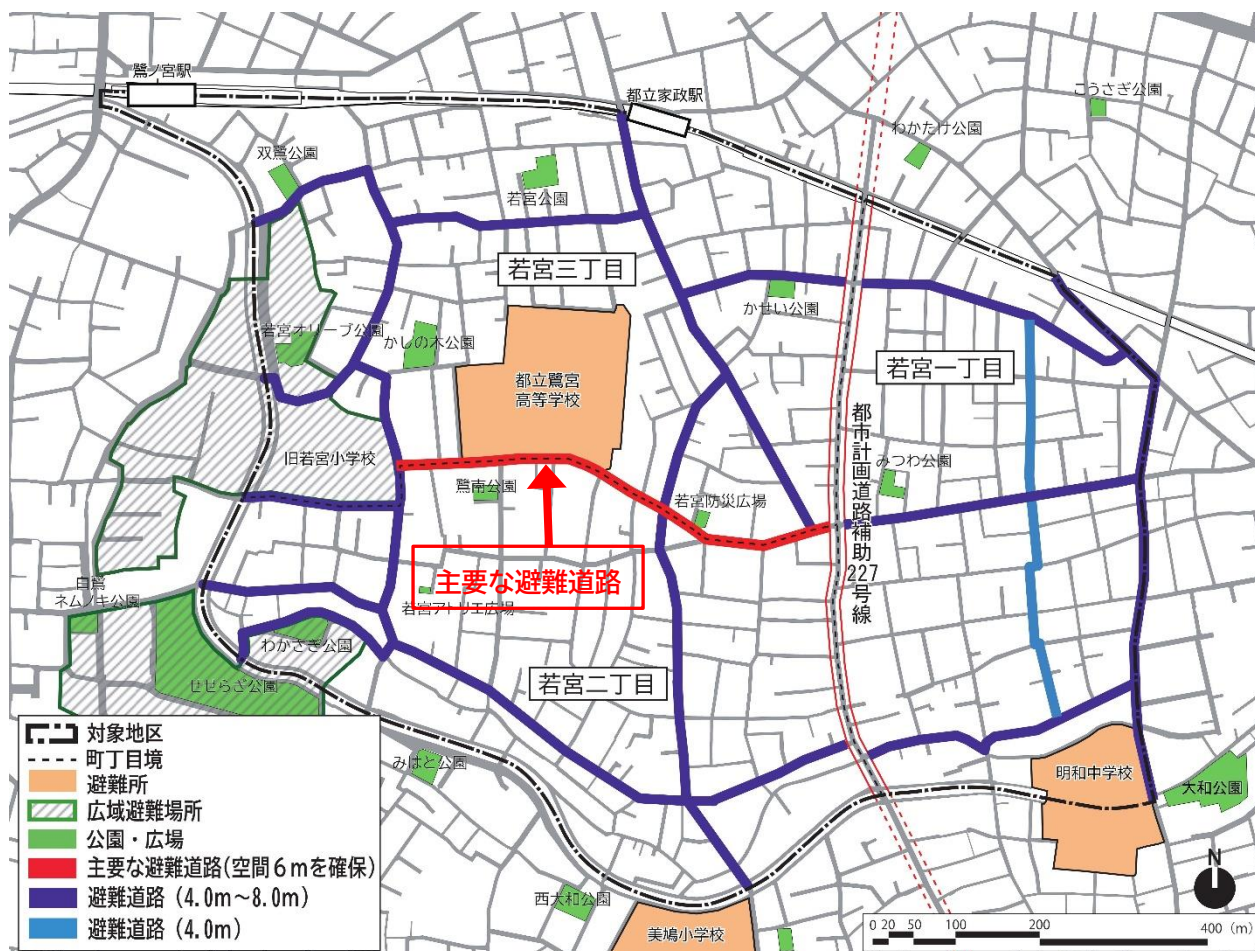
「中野区地域防災計画」で指定されている。災害発生時に、道路の損壊や建物の倒壊等による障害物及び放置車両の除去を優先する路線

（2）その他の地区計画によるルール等

- ・防災まちづくりを進める区内の他地区で定められている地区計画のルールについて、若宮地区においても導入を図る（垣・柵の構造の制限、建物の隣棟間隔の確保など）。
- ・若宮地区全域に東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」を導入し、建築物の不燃化を図る。（令和6年9月施行予定）

- 3 主要な避難道路についてのアンケート調査及び意見交換会の実施について
主要な避難道路沿道の土地・建物所有者と居住者を対象に、アンケート調査及び意見交換会を実施する。(壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限の導入などについて)
- (1) アンケート調査
令和6年2月実施
- (2) 意見交換会の開催日時・場所
- ① 令和6年2月29日(木) 18時30分から20時30分
鷺宮区民活動センター
- ② 令和6年3月2日(土) 9時30分から11時30分
鷺宮区民活動センター分室
- 4 今後の予定
- | | |
|-------|---|
| 令和5年度 | 避難道路に関するアンケート調査及び意見交換会を踏まえた
地区計画のルール検討 |
| 令和6年度 | 上半期 地区計画(素案)作成
地区計画(素案)意見交換会 |
| | 下半期 地区計画(原案)作成 |
| 令和7年度 | 地区計画(案)作成
地区計画の都市計画決定 |

避難道路ネットワーク図



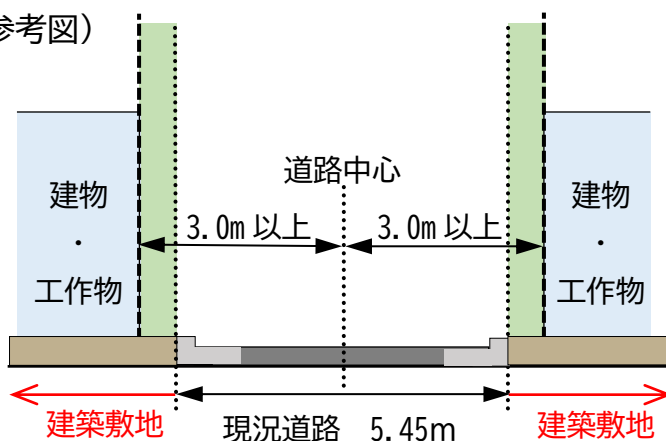
【主要な避難道路の選定理由】

- 中野区地域防災計画で「道路障害物除去路線」に指定された道路であること。
- 都市計画道路補助227号線から、広域避難場所や避難所に接続する道路であること。

【主要な避難道路における、壁面の位置の制限と工作物の設置の制限】

- 道路中心から建築物や工作物までの距離は3m以上とする。

(参考図)



(壁面後退区域について)

- ◎用地取得を伴わないため、建築敷地面積に含まれる。
- ◎道路の拡幅は行わないため、L型側溝の移設をしない。